庁
 議
 案
 件
 No.
 1

 令和
 3
 年
 1
 月
 2
 6
 日

 所管
 市民人権局
 市民生活部

件名	名 区政策会議の創設について		
経過・現状	【経過】 ・平成27年度 各区に区民評議会を設置 ・令和2年1月 区民評議会の成果と課題を総括 ・令和2年度~ 総括で示された成果と課題を踏まえ、区役所等と新しい制度 について検討		
政策課題	【総括で示された課題】 ・より多くの区民参画や幅広い区民の声を反映するまでに至っていない ・答申を踏まえた事業の企画、立案を毎年度実施することが負担 ・実施される事業などが区役所内で完結するものに限られる傾向にある ・審議内容が重複している区教育・健全育成会議(R2.4.1 廃止)との関係		
	【対応方針】 区域の実情や特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区民評議会に代わり、区政策会議を創設する。		
対 応 方 針 今後の取組 (案)	・区役所がより弾力的に運用できるよう、懇話会形式とする。		
	【今後のスケジュール】 令和3年2月 令和3年第1回市議会に条例案を上程 令和3年6月 堺市区民評議会条例を廃止 堺市区政策会議に関する条例等の施行		
効果の想定	特色ある区行政の推進、区役所の機能強化、本市における都市内分権の推進		
関係局との政策 連携	全局		

区政策会議の創設について

- ★区民評議会については、令和2年1月に成果と課題を取りまとめて総括し、その課題等を踏まえて、新しい制度の検討を進めてきた。
- ★区域の実情や特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現を図るため、区民参画と区長の政策立案を支える仕組みとして、区民評議会に代わり、区政策会議を創設する。
- ★区政策会議については、会議の基本的事項を条例及び施行規則で規定し、区ごとに要綱で懇話会を設置する。(堺市区民評議会条例は廃止)

区民評議会

【成果】

区民が委員として参画し、各区固有の区域課題に関する活発な調査審議が行われ、各区役所は、その答申等を反映したまちづくり事業を実現したことから、区民の行政への参加・参画を進めることができた

【課題】

- ① より多くの区民参加や幅広い区民の声を反映するまでに至っていない
- ② 答申を踏まえた事業の企画、立案を毎年度実施することが負担
 - 毎年度の事業実施自体が目標となってしまった側面があった
- ③ 実施される事業などが区役所内で完結するものに限られる傾向にある
- ④ 審議内容が重複している区教育・健全育成会議との関係
- ・ 区教育・健全育成会議は令和2年4月1日付で廃止



区政策会議

【課題への対応】

- ①及び② 懇話会形式を導入して幅広い議論へ
- 会議の開催等に関する基本的事項を条例・規則で定めるに留め、区ごとに要綱で懇話会を設置して、テーマ設定など、区役所が主体的に区の実情に合わせた会議を運営できるようにする
- ・ 諮問、答申の形式を取らない懇話会形式とすることで、区長が裁量を発揮し、弾力的な運用が可能となる
- より多くの区民の声を反映するため、会議の構成員の上限を引き上げる(15人→30人へ)【施行規則第2条第1項】
- 毎年度の事業実施を目標としない運用方法も想定

③ 庁内連携の促進

- 区政策会議では、市長(市長部局)だけでなく、その他執行機関にも区長の措置に配慮する努力義務を条例に 規定(区民評議会では市長部局のみ規定)【条例第4条】
- ④ 教育に関する事項も議論の対象
- ・ 旧区教育・健全育成会議で議論されていた教育に関する事項も議論の対象となる【条例第3条第2項第2号】

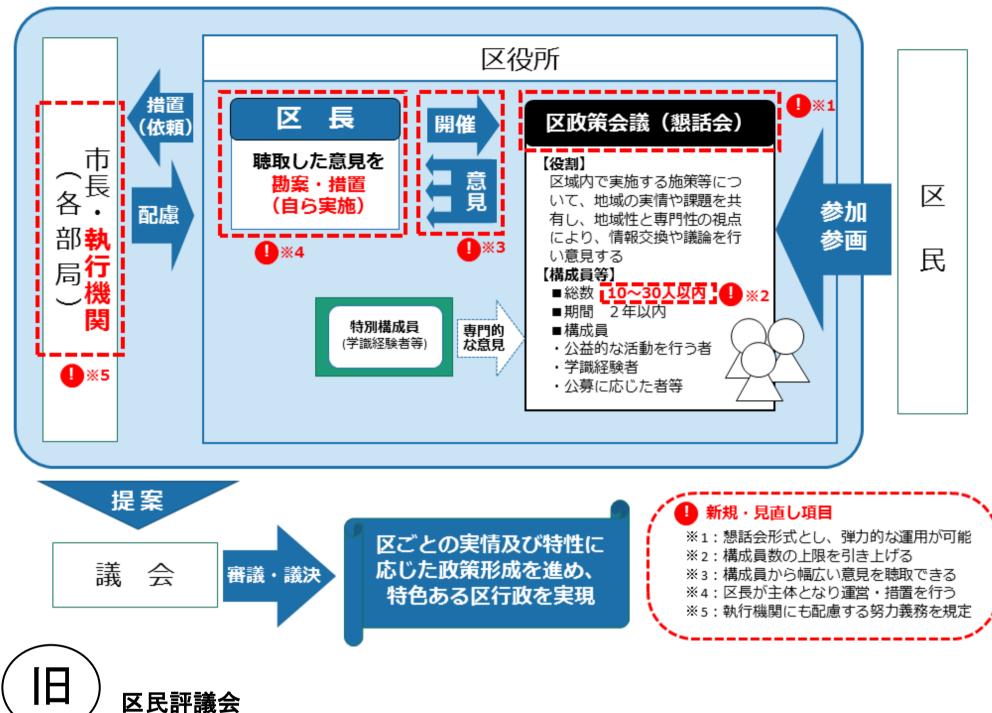
区政策会議と区民評議会の比較

	区民評議会	区政策会議
位置付け	附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関)	懇話会(行政運営上の会合)
設置の目的	区民とともに区域内の課題の解決を図る	区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、特色ある区行政を実現する
形式·運用	条例及び施行規則による各区統一的な運用	・ 会議の基本的事項(共通事項)を条例及び施行規則で規定し、各区が独自性を発揮できるよう、区の実情に応じた運用を要綱で規定 ・ 区役所が主体であることを明示するため、区長を主語とした条例
会議の招集	会長(市長が委嘱した委員)	区長
意見等に対する 配慮義務の範囲	市長	市長及びその他執行機関
構成員	15人以内	10人以上30人以下
所掌事務 (意見聴取事項)	 区における施策・事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項 区民に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項 その他市長が必要と認める事項 	・ 区における施策・事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項 ・ 区域内における市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項 ・ 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

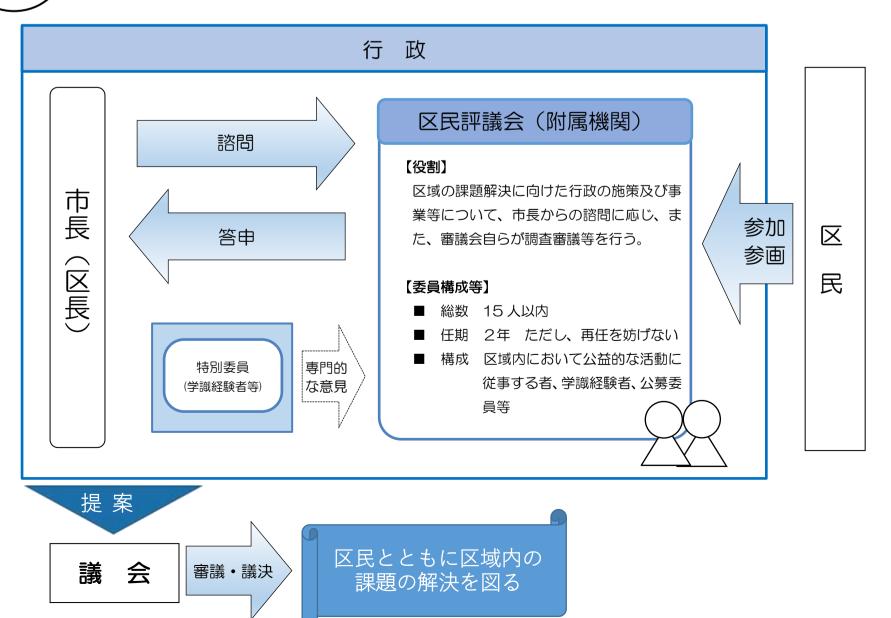
「区政策会議」と現行の「区民評議会」の概要図



区政策会議







堺市区政策会議に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、区民等の意見を反映しつつ、区ごとの実情及び特性に応じた政策形成を進め、もって特色ある区行政の実現に資するため、区における区政策会議の開催等に関する基本的事項を定める。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 区民等 区の区域内に住所を有し、又は当該区域内に存する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者及び当該区域内において公益的活動、事業活動等を行う者をいう。
 - (2) 区政策会議 区の区域内において市が実施する施策等について、次条第1項各号に 掲げる者から意見を聴取するために開催する会合をいう。

(区政策会議の開催に係る基準)

- 第3条 区長は、区政策会議を開催し、次に掲げる者から意見を聴取するものとする。この 場合において、区長は、公平性及び透明性が確保され、並びに区民等の多様な意見が適切 に反映されるよう、その構成に留意しなければならない。
 - (1) 公益的活動を行う区民等
 - (2) 区長が行う公募に応じた区民等
 - (3) 学識経験者その他専門的知識を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者
- 2 前項の規定により意見を聴取することができる事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項
 - (2) 市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 3 前2項に定めるもののほか、区政策会議は、規則で定める基準に従い開催するものとする。

(区政策会議の意見の反映等)

第4条 区長は、区政策会議における意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。この場合において、市長その他執行機関は、必要があると認めるときは、当該措置に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。 (堺市区民評議会条例の廃止)
- 2 堺市区民評議会条例(平成27年条例第3号)は、廃止する。